

2023年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
A日程「小論文」 試験問題概要および出題趣旨

〈試験問題概要〉

問題 以下の文章を読み、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

下記出典の書籍の一部を改変しつつ引用し、問題文※として出題した。

出典：石黒浩『ロボットと人間』、岩波新書、2021年、111-117頁。

※問題文は、著作権の関係上非掲載とします。

〔設問1〕 筆者は、理想の偉人アンドロイドが、銅像と比べてみて、なぜ偉人本人よりも尊い存在となりうると考えているのか。その理由について説明しなさい。(400字程度)

〔設問2〕 下線部「社会的人格とプライベートな人格」は、アンドロイドを製作する上で、双方とも重要な考慮要素である。偉人や故人に限らず、特定の間人をかたどったアンドロイド製作に関して、具体的にどのようなことに配慮すべきであるか。あなたの考えを述べなさい。(600字程度)

(この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。)

〈出題趣旨〉

世界的なロボット工学者による図書の一部を読ませた上で、受験生の読解力と論理的思考力、さらに表現力・記述力を問うた。

〔設問1〕では、「理想の偉人アンドロイド」の特徴について問題文の範囲内から解読させ、同じく本人を模している銅像の場合と比較して「より尊い存在」になる理由や要因を要約させた。問題文の内容を理解した上で、過不足なく説明を加えることができているかどうか、という点に着目して評価した。

〔設問2〕では、文中にある「社会的人格とプライベートな人格」という観点から、「特定の間人をかたどったアンドロイド製作」に関して配慮すべき事項を具体的に論じさせた。あるいは、問題文では触れられていない課題の摘示や異なる視点からの検討をも評価対象にしながら、配慮すべき具体的内容を検討できているかどうか、また、論理的で説得力のある文章となっているかどうか、という点に着目して評価した。

以上

2023年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
B日程「小論文」 試験問題概要および出題趣旨

〈試験問題概要〉

問題 以下の文章を読み、[設問1] および [設問2] に答えなさい。

下記出典の書籍の一部を改変しつつ引用し、問題文※として出題した。
出典：西條辰義『フューチャー・デザイン：七世代先を見据えた社会』（勁草書房、2015年）
i～iv頁。

※問題文は、著作権の関係上非掲載とします。

[設問1] 下線部①「この山みんな切り出したら億万長者」について、筆者は、どのような問題があると考え、また、どのような対応方法を示しているか、説明しなさい。（300字程度）

[設問2] 下線部②「七世代後の人々にとって『よい』ことは、現世代にとって『わるい』ことであるかもしれない」という点がどのようなことであるのかについて、具体例（本文中にある例とは異なるものであること。複数でも可）を挙げ、説明しなさい。（700字程度）
（この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。）

〈出題趣旨〉

七世代先という超長期の将来をも見据えた意思決定をするために、現在の意思決定においてそうした将来世代の意思を代表する仕組みを考える「フューチャー・デザイン」というものを扱う書籍から、一部を利用して問題文とした。そうした問題文を読ませ、これを読解する力、論点整理をした上でそれを表現する文章力、および自己の考えを論理的、説得的に表現する力を問うた。

[設問1] については、現在の利益を重視する考え方に関して、著者が指摘する問題点とそれへの対応方法について、問題文から読み解いて、説明することを求めた。読解力と、それを整理して文章として表現されているかを評価した。

[設問2] については、将来世代の利益と現代世代の不利益について、具体例に基づき説明することを求めた。自分の考えに基づき適切な例を挙げて、説明をし、それが説得的に表現できているかを評価した。

以上

2023年度南山大学大学院法務研究科法務専攻〈専門職学位課程〉入学試験
C日程「小論文」 試験問題概要および出題趣旨

〈試験問題概要〉

問題 次の文章を読み、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

下記出典の書籍の一部を改変しつつ引用し、問題文※として出題した。
出典：御田寺圭『矛盾社会序説 その「自由」が世界を縛る』（イースト・プレス、2018年）
119–123頁。

※問題文は、著作権の関係上非掲載とします。

〔設問1〕下線部①「だが、本当にそうだろうか」と筆者が述べるのはなぜか、説明しなさい。（300字程度）

〔設問2〕下線部②「お気持ち自警団の存在は別の自警団の登場を促すことになる。自警団が林立し、それぞれが『絶対的なただしさ』をめぐるって相争う、『告発者たちの時代』へと移行していく」について、我が国において関連しうる事例（複数でも可）を挙げながら、あなたの考えを論じなさい。（700字程度）

（この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。）

〈出題趣旨〉

出題のものとテキストは、近年の表現・言論において、傷つくかもしれない人への配慮が社会の中でいわば自警団的に行われている状況を「お気持ち自警団」として捉え、そうした言論統制の流れが現代的なファシズムにつながりうるのではないかという問題性を論じるものである。このうち、ある表現や言論が社会の中で抑圧されるという風潮の問題性について、「自警団」を意味する「ビジランテ」を「法的な制裁の及ばない悪や不正に対して正義を行使する人びと」という今日的な意味合いでとらえ、上記の風潮が持つパターナリズム的な社会的正義の行使を念頭に、今日的なビジランテ（イズム）の是非を論じている部分を出題の題材とした。筆者の主張を正確に把握するために、問題文をきちんと理解する読解力を問うとともに、日本において関連しうる事例を考えさせて、論理的に筋立てて立論ができているかを主に問うた。

〔設問1〕では、筆者が当該箇所まででビジランテとして筆者が指摘するフェミニズムの「差別的告発行為」を的確にまとめているか、理解力と表現力を主に問うている。

〔設問2〕では、下線部内でまとめられている各立場に関して、本文における筆者の主張をきちんと理解した上で、我が国において筆者が言うビジランティズム（およびそれに対する批判）に相当する事例を適切に考えられているかについて、問題の本質を把握しているかを基軸として、自らの見解が論理的に展開されているかどうかを評価としている。

以上